

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 水産業経営調査に係る調査事項が他の公表資料等により入手可能となったため、水産業経営調査を廃止する。
- (2) 統計調査を円滑に行うため、調査方法及び調査員証の様式について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 水産業経営調査に係る規定を削る。
- (2) 鉱工業生産動態調査及び企業経営者見通し調査の調査方法に電子メールによる方法を加える。
- (3) 調査員証の様式について、写真の貼付欄を設けるとともに、住所、生年月日等の個人情報の一部の削除等を行う。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布の日とする。